

○「共済事業向けの総合的な監督指針の策定について」（平成 20 年 3 月 31 日社援発第 0331005 号）新旧対照表

新	旧
(別添) 共済事業向けの総合的な監督指針 目 次 I (略) II 共済事業監督上の評価項目 II-1～II-3 (略) II-4 業務の適切性 II-4-1～II-4-5 (略) II-4-6 利用者の保護等 <u>II-4-6-1 利用者の最善の利益を勘案した誠実かつ公正な業務遂行</u> II-4-6-2 利用者に対する説明責任、適合性原則 II-4-6-2-1 利用者保護を図るための留意点 II-4-6-2-2 共済事業の運営に関する措置等 II-4-6-3 共済金等支払管理態勢 II-4-7～II-4-11 (略) II-5 (略) III・IV (略)	(別添) 共済事業向けの総合的な監督指針 目 次 I (略) II 共済事業監督上の評価項目 II-1～II-3 (略) II-4 業務の適切性 II-4-1～II-4-5 (略) II-4-6 利用者の保護等 (新設) II-4-6-1 利用者に対する説明責任、適合性原則 II-4-6-1-1 利用者保護を図るための留意点 II-4-6-1-2 共済事業の運営に関する措置等 II-4-6-2 共済金等支払管理態勢 II-4-7～II-4-11 (略) II-5 (略) III・IV (略)

I (略) II 共済事業監督上の評価項目 II-1～II-2 (略) II-3 統合的リスク管理態勢 II-3-1～II-3-12 (略) II-3-13 オペレーショナル・リスク管理態勢 オペレーショナル・リスク管理態勢とは、事務リスク管理態勢、システムリスク管理態勢、その他オペレーショナル・リスク管理態勢より構成される。 II-3-13-1 (略) II-3-13-2 システムリスク管理態勢 II-3-13-2-1 (略) II-3-13-2-2 主な着眼点 (1)～(4) (略) (5) サイバーセキュリティ管理 ① <u>理事会等は、サイバーセキュリティの重要性を認識し、「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」(令和6年10月金融庁)を参考に、必要な態勢を整備しているか。</u> (削る)	I (略) II 共済事業監督上の評価項目 II-1～II-2 (略) II-3 統合的リスク管理態勢 II-3-1～II-3-12 (略) II-3-13 オペレーショナル・リスク管理態勢 オペレーショナル・リスク管理態勢とは、事務リスク管理態勢、システムリスク管理態勢、その他オペレーショナル・リスク管理態勢より構成される。 II-3-13-1 (略) II-3-13-2 システムリスク管理態勢 II-3-13-2-1 (略) II-3-13-2-2 主な着眼点 (1)～(4) (略) (5) サイバーセキュリティ管理 ① <u>サイバーセキュリティについて、理事会等は、サイバー攻撃が高度化・巧妙化していることを踏まえ、サイバーセキュリティの重要性を認識し必要な態勢を整備しているか。</u> ② <u>サイバーセキュリティについて、組織体制の整備、内部規程の策定のほか、以下のようなサイバーセキュリティ管理態勢の整備を図っているか。</u> ア サイバー攻撃に対する監視体制 イ サイバー攻撃を受けた際の報告及び広報体制 ウ 組織内 CSIRT (Computer Security Incident Response Team) 等の緊急時対応及び早期警戒のための体制 エ 情報共有機関等を通じた情報収集・共有体制等
---	--

(削る)	<u>③ サイバー攻撃に備え、次のような入口対策、内部対策、出口対策といった多段階のサイバーセキュリティ対策を組み合わせた多層防御を講じているか。</u> <u>ア 入口対策（例えば、ファイアウォールの設置、抗ウィルスソフトの導入、不正侵入検知システム・不正侵入防止システムの導入等）</u> <u>イ 内部対策（例えば、特権 ID・パスワードの適切な管理、不要な ID の削除、特定コマンドの実行監視等）</u> <u>ウ 出口対策（例えば、通信ログ・イベントログ等の取得と分析、不適切な通信の検知・遮断等）</u>
(削る)	<u>④ サイバー攻撃を受けた場合に被害の拡大を防止するために、以下のような措置を講じているか。</u> <u>ア 攻撃元の IP アドレスの特定と遮断</u> <u>イ DDoS 攻撃に対して自動的にアクセスを分散させる機能</u> <u>ウ システムの全部又は一部の一時的停止等</u>
(削る)	<u>⑤ システムの脆弱性について、OS の最新化やセキュリティパッチの適用など必要な対策を適時に講じているか。</u>
(削る) <u>② インターネット等の通信手段を利用した非対面の取引を行う場合には、例えば、以下のような取引のリスクに見合った適切な認証方式を導入しているか。</u> <u>ア 可変式パスワードや電子証明書などの、固定式の ID・パスワードのみに頼らない認証方式</u> <u>イ 取引に利用しているパソコンのブラウザとは別の携帯電話等の機器を用いるなど、複数経路による取引認証</u>	<u>⑥ サイバーセキュリティについて、ネットワークへの侵入検査や脆弱性診断等を活用するなど、セキュリティ水準の定期的な評価を実施し、セキュリティ対策の向上を図っているか。</u> <u>⑦ インターネット等の通信手段を利用した非対面の取引を行う場合には、例えば、以下のような取引のリスクに見合った適切な認証方式を導入しているか。</u> <u>ア 可変式パスワードや電子証明書などの、固定式の ID・パスワードのみに頼らない認証方式</u> <u>イ 取引に利用しているパソコンのブラウザとは別の携帯電話等の機器を用いるなど、複数経路による取引認証</u>

ウ ハードウェアトークン等でトランザクション署名を行うトランザクション認証等 ③ インターネット等の通信手段を利用した非対面の取引を行う場合には、例えば、以下のような業務に応じた不正防止策を講じているか。 ア 取引時においてウィルス等の検知・駆除が行えるセキュリティ対策ソフトの利用者への提供 イ 利用者のパソコンのウィルス感染状況を組合側で検知し、警告を発するソフトの導入 ウ 電子証明書を IC カード等、取引に利用しているパソコンとは別の媒体・機器へ格納する方式の採用 エ 不正なログイン・異常な取引等を検知し、速やかに利用者に連絡する体制の整備等 (削る) (削る) (6) ～ (10) (略) Ⅱ－3－13－3・Ⅱ－3－13－4 (略) Ⅱ－3－14 (略)	ウ ハードウェアトークン等でトランザクション署名を行うトランザクション認証等 ⑧ インターネット等の通信手段を利用した非対面の取引を行う場合には、例えば、以下のような業務に応じた不正防止策を講じているか。 ア 取引時においてウィルス等の検知・駆除が行えるセキュリティ対策ソフトの利用者への提供 イ 利用者のパソコンのウィルス感染状況を組合側で検知し、警告を発するソフトの導入 ウ 電子証明書を IC カード等、取引に利用しているパソコンとは別の媒体・機器へ格納する方式の採用 エ 不正なログイン・異常な取引等を検知し、速やかに利用者に連絡する体制の整備等 ⑨ <u>サイバー攻撃を想定したコンティンジェンシープランを策定し、訓練や見直しを実施しているか。</u> ⑩ <u>サイバーセキュリティに係る人材について、育成、拡充するための計画を策定し、実施しているか。</u> (6) ～ (10) (略) Ⅱ－3－13－3・Ⅱ－3－13－4 (略) Ⅱ－3－14 (略)
--	---

Ⅱ－４ 業務の適切性 Ⅱ－４－１～Ⅱ－４－５ （略） Ⅱ－４－６ 利用者の保護等 <u>Ⅱ－４－６－１ 利用者の最善の利益を勘案した誠実かつ公正な業務遂行</u> <u>（１）主な着眼点</u> <u>組合が、その事業を通じて、社会に付加価値をもたらし、同時に自身の経営の持続可能性を確保していくためには、利用者の最善の利益を勘案しつつ、利用者に対して誠実かつ公正にその業務を行うことが求められる。そこで、組合が、必ずしも短期的・形式的な意味での利益だけではない「利用者の最善の利益」をどのように考え、これを実現するために自らの規模・特性等に鑑み、組織運営や共済・サービス提供も含め、利用者に対して誠実かつ公正に業務を遂行しているかを検証する。また、共済代理店についても上記に準じて検証することとする。</u> <u>（２）監督手法・対応</u> <u>日常の監督事務や、不祥事件届出書等を通じて把握された生協法第12条の2第3項において準用する保険業法第300条第1項（ただし書きを除く）に規定する禁止行為等に係る組合における利用者の最善の利益を勘案した誠実かつ公正な業務の遂行上の課題については、利用者の保護を図る等の観点から、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて生協法第93条から第93条の3までに基づく報告を求めることを通じて、組合における自主的な業務改善状況を把握することとする。組合における健全かつ適切な運営の確保又は利用者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、生協法第94条の2に基づく業務改善命令の発出等の対応を行うものとする。さらに、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、生協法第95条に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。また、共済代理店についても上記に準じて必要な対応を検討するものとする。</u>	Ⅱ－４ 業務の適切性 Ⅱ－４－１～Ⅱ－４－５ （略） Ⅱ－４－６ 利用者の保護等 （新設）
---	---

Ⅱ－４－６－<u>2</u> 利用者に対する説明責任、適合性原則 (略) Ⅱ－４－６－<u>2</u>－１ 利用者保護を図るための留意点 (１)～(２) (略) (３) 高齢者に対する共済募集は、適切かつ十分な説明を行うことが重要であることに鑑み、内部規則等により高齢者の定義を規定するとともに、高齢者や共済仕組みの特性等を勘案したうえで、きめ細やかな取組やトラブルの未然防止・早期発見に資する取組を含めた共済募集方法を具体的に定め、実行しているか。 その際の実施方法としては、例えば、以下のような方法を実施するなどの適切な取組がなされているか。 ① 共済募集時に親族等の同席を求める方法。 ② 共済募集時に複数の役職員による共済募集を行う方法。 ③ 共済契約の申込みの検討に必要な時間的余裕を確保するため、複数回の共済募集機会を設ける方法。 ④ 共済募集を行った者以外の者が共済契約申込の受付後に高齢者へ電話等を行うことにより、高齢者の意向に沿った共済仕組み内容等であることを確認する方法。 また、高齢者や共済仕組みの特性等を勘案したうえで、共済募集内容の記録（録音、報告書への記録等）・保存や契約締結後に契約内容に係るフォローアップを行うといった適切な取組がなされているか。 これらの高齢者に対する共済募集に係る取組について、取組の適切性等の検証等を行っているか。	Ⅱ－４－６－<u>1</u> 利用者に対する説明責任、適合性原則 (略) Ⅱ－４－６－<u>1</u>－１ 利用者保護を図るための留意点 (１)～(２) (略) (３) 高齢者に対する共済募集は、適切かつ十分な説明を行うことが重要であることに鑑み、内部規則等により高齢者の定義を規定するとともに、高齢者や共済仕組みの特性等を勘案したうえで、きめ細やかな取組やトラブルの未然防止・早期発見に資する取組を含めた共済募集方法を具体的に定め、実行しているか。 その際の実施方法としては、例えば、以下のような方法を実施するなどの適切な取組がなされているか。 ① 共済募集時に親族等の同席を求める方法。 ② 共済募集時に複数の役職員による共済募集を行う方法。 ③ 共済契約の申込みの検討に必要な時間的余裕を確保するため、複数回の共済募集機会を設ける方法。 ④ 共済募集を行った者以外の者が共済契約申込の受付後に高齢者へ電話等を行うことにより、高齢者の意向に沿った共済仕組み内容等であることを確認する方法。 また、高齢者や共済仕組みの特性等を勘案したうえで、共済募集内容の記録（録音、報告書への記録等）・保存や契約締結後に契約内容に係るフォローアップを行うといった適切な取組がなされているか。 これらの高齢者に対する共済募集に係る取組について、取組の適切性等の検証等を行っているか。
--	--

<u>(注) 高齢化の進展等により、将来的に誰もが認知機能等の低下に直面する可能性が考えられるため、利用者の認知機能等の低下に伴うトラブルの未然防止・早期発見に資する取組を含めた共済募集方法を具体的に定め、適切に実行するとともに、これらの高齢者に対する取組について事後的に適切性等を検証し、必要に応じて改善を図ることが求められる。</u> (4) (略) Ⅱ－４－６－<u>２</u>－２ 共済事業の運営に関する措置等 (1) ～ (11) (略) (12) 規則第 174 条第 1 項に規定する措置に関し、「契約概要」、「注意喚起情報」を記載した書面の交付又はこれに代替する電磁的方法による提供を行うために、以下のような体制が整備されているか。 ① 当該書面（当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下Ⅱ－４－６－<u>２</u>－２ (12) において同じ。）において、利用者に対して、組合における苦情・相談の受付先が明示されているか。 ②～⑤ (略) (13) ～ (19) (略)	(新設) (4) (略) Ⅱ－４－６－<u>１</u>－２ 共済事業の運営に関する措置等 (1) ～ (11) (略) (12) 規則第 174 条第 1 項に規定する措置に関し、「契約概要」、「注意喚起情報」を記載した書面の交付又はこれに代替する電磁的方法による提供を行うために、以下のような体制が整備されているか。 ① 当該書面（当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下Ⅱ－４－６－<u>１</u>－２ (12) において同じ。）において、利用者に対して、組合における苦情・相談の受付先が明示されているか。 ②～⑤ (略) (13) ～ (19) (略)
--	---

Ⅱ－４－６－<u>３</u> 共済金等支払管理態勢 (１) (略) (２) 主な着眼点 ①～③ (略) ④ 関連部門との連携 ア～エ (略) オ 共済金等支払いに係るシステム構築においては、以下の点に留意した態勢が整備されているか。 (ア) 支払管理部門及びシステム部門をはじめとする関連部門は、連携の上、理事会で定められた方針に基づき、適切な共済金等支払管理態勢の確立に向けてのシステム構築を行っているか。 (イ) 共済商品の仕組みの開発・改訂時において、支払管理部門及び関連部門は相互連携して、適切に支払いが行えるようシステム設計、プログラム設計及びテストを実施しているか。また、システム開発後において、当該システムが問題なく機能しているか確認する態勢となっているか。 上記のほか、共済商品の仕組みの開発等に係る支払システム開発時のチェック及びシステム開発後のチェック・管理については、「Ⅱ－３－<u>13</u>－<u>２</u> システムリスク管理態勢」も参照すること。 カ (略) ⑤～⑦ (略) (３) (略) Ⅱ－４－７～Ⅱ－４－11 (略) Ⅱ－５ (略)	Ⅱ－４－６－<u>２</u> 共済金等支払管理態勢 (１) (略) (２) 主な着眼点 ①～③ (略) ④ 関連部門との連携 ア～エ (略) オ 共済金等支払いに係るシステム構築においては、以下の点に留意した態勢が整備されているか。 (ア) 支払管理部門及びシステム部門をはじめとする関連部門は、連携の上、理事会で定められた方針に基づき、適切な共済金等支払管理態勢の確立に向けてのシステム構築を行っているか。 (イ) 共済商品の仕組みの開発・改訂時において、支払管理部門及び関連部門は相互連携して、適切に支払いが行えるようシステム設計、プログラム設計及びテストを実施しているか。また、システム開発後において、当該システムが問題なく機能しているか確認する態勢となっているか。 上記のほか、共済商品の仕組みの開発等に係る支払システム開発時のチェック及びシステム開発後のチェック・管理については、「Ⅱ－３－<u>12</u> システムリスク管理態勢」も参照すること。 カ (略) ⑤～⑦ (略) (３) (略) Ⅱ－４－７～Ⅱ－４－11 (略) Ⅱ－５ (略)
---	--

Ⅲ 組合の監督に係る事務処理上の留意点 Ⅲ－１ 監督事務の流れ Ⅲ－１－１・Ⅲ－１－２ (略) Ⅲ－１－３ 災害における金融に関する措置 Ⅲ－１－３－１ 災害地に対する金融上の措置 政府は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）によりその目的を達成するために必要な金融上の措置等を講じなければならないこととされている（同法第 9 条第 1 項）。こうしたことから、災害発生の際は、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、組合に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、<u>利用者及び職員の安全に十分配慮した上で</u>、以下に掲げる措置を適切に運用するものとする。 （１）共済金の支払、共済掛金の払込猶予等に関する措置 ① 組合において、共済証書等を焼失又は<u>流失</u>等した<u>被災者等</u>については、り災証明書の呈示その他実情に即した簡易な確認方法をもって災害被災者の共済金の支払、共済事業規約に基づく貸付け等（以下「共済金の支払等」という。）の利便を図ることを要請する。 ② 共済金の支払等については、できる限り迅速に行うよう配慮するとともに、共済掛金の払込みについては、<u>被災者等</u>の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずることを要請する。 （２）業務停止等における対応に関する措置 組合において、共済事業に関する業務停止等（以下「業務停止等」という。）の措置を講じた場合、業務停止等を行う店舗名等を、<u>速やかに</u>ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、<u>利用者</u>に周知徹底するよう要請する。	Ⅲ 組合の監督に係る事務処理上の留意点 Ⅲ－１ 監督事務の流れ Ⅲ－１－１・Ⅲ－１－２ (略) Ⅲ－１－３ 災害における金融に関する措置 Ⅲ－１－３－１ 災害地に対する金融上の措置 政府は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）によりその目的を達成するために必要な金融上の措置等を講じなければならないこととされている（同法第 9 条第 1 項）。こうしたことから、災害発生の際は、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、組合に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、以下に掲げる措置を適切に運用するものとする。 （１）共済金の支払、共済掛金の払込猶予等に関する措置 ① 組合において、共済証書等を焼失又は<u>流失</u>した<u>共済契約者</u>については、り災証明書の呈示その他実情に即した簡易な確認方法をもって災害被災者の共済金の支払、共済事業規約に基づく貸付け等（以下「共済金の支払等」という。）の利便を図ることを要請する。 ② 共済金の支払等については、できる限り迅速に行うよう配慮するとともに、共済掛金の払込みについては、<u>共済契約者のり災</u>の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずることを要請する。 （２）業務停止等における対応に関する措置 組合において、共済事業に関する業務停止等（以下「業務停止等」という。）の措置を講じた場合、業務停止等を行う店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、<u>取引者</u>に周知徹底するよう要請する。
---	---

Ⅲ－１－３－２ 南海トラフ地震の事前避難対象地域内外における金融上の諸措置 南海トラフ地震防災対策推進基本計画により、国は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容その他これらに関連する情報（以下「巨大地震警戒」という。）が発表された場合における預貯金の払い戻し、平常時間外営業等金融機関がとるべき措置についての指導方針等を定めることとされている。 ただし、共済事業に関する業務の事務処理の機械化とその無人サービス網の普及等により、地域的に分断して対応することが困難であることから、南海トラフ地震への対応については、現地における資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、組合に対し、<u>利用者及び職員の安全に十分配慮した上で、</u>以下に掲げる措置を適切に運用するものとする。 （１）～（２） （略） Ⅲ－１－３－３ （略） Ⅲ－１－４～Ⅲ－１－７ （略） Ⅲ－２～Ⅲ－５ （略） Ⅳ （略）	Ⅲ－１－３－２ 南海トラフ地震の事前避難対象地域内外における金融上の諸措置 南海トラフ地震防災対策推進基本計画により、国は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容その他これらに関連する情報（以下「巨大地震警戒」という。）が発表された場合における預貯金の払い戻し、平常時間外営業等金融機関がとるべき措置についての指導方針等を定めることとされている。 ただし、共済事業に関する業務の事務処理の機械化とその無人サービス網の普及等により、地域的に分断して対応することが困難であることから、南海トラフ地震への対応については、現地における資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、組合に対し、以下に掲げる措置を適切に運用するものとする。 （１）～（２） （略） Ⅲ－１－３－３ （略） Ⅲ－１－４～Ⅲ－１－７ （略） Ⅲ－２～Ⅲ－５ （略） Ⅳ （略）
---	--